

I P 通信網サービス契約約款 別冊（OCN ひかり電話サービス）【現改比較表】 2023年6月1日現在

～2023年5月31日

2023年6月1日～

第1条～第36条 (略)

第1条～第36条 (略)

(責任の制限)

第37条 当社は、OCN ひかり電話サービスを提供すべき場合において、当社（契約事業者を含みます。）の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったとき（その提供をしなかったことの原因が、本邦のケーブル陸揚局（複数地点間の電気通信のために用いられる海底ケーブルの陸揚げを行う事業所をいいます。以下同じとします。）若しくは固定衛星地球局より外国側若しくは衛星側の電気通信回線設備における障害であるときを除きます。）は、そのOCN ひかり電話サービスを全く利用できない状態（そのOCN ひかり電話契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

ただし、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、契約事業者又はOCN ひかり電話協定事業者がエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、契約事業者又はOCN ひかり電話協定事業者の契約約款及び料金表の定めるところによりその損害を賠償する場合は、この限りではありません。

2 前項の場合において、当社は、OCN ひかり電話サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのOCN ひかり電話サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

(責任の制限)

第37条 当社は、OCN ひかり電話サービスを提供すべき場合において、当社（契約事業者を含みます。）の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったとき（その提供をしなかったことの原因が、本邦のケーブル陸揚局（複数地点間の電気通信のために用いられる海底ケーブルの陸揚げを行う事業所をいいます。以下同じとします。）若しくは固定衛星地球局より外国側若しくは衛星側の電気通信回線設備における障害であるときを除きます。）は、そのOCN ひかり電話サービスを全く利用できない状態（そのOCN ひかり電話契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

ただし、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、契約事業者又はOCN ひかり電話協定事業者がエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、契約事業者又はOCN ひかり電話協定事業者の契約約款及び料金表の定めるところによりその損害を賠償する場合は、この限りではありません。

2 前項の場合において、当社は、OCN ひかり電話サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのOCN ひかり電話サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

～2023年5月31日	2023年6月1日～
<p>(1) 料金表第1表第1（利用料金）に規定する利用料金</p> <p>(2) 料金表第1表第2（通信料）に規定する通信料（OCN ひかり電話サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前6料金月の1日当たりの平均通信料（前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）</p>	<p>(1) 料金表第1表第1（利用料金）に規定する利用料金</p> <p>(2) 料金表第1表第2（通信料）に規定する通信料（OCN ひかり電話サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前6料金月の1日当たりの平均通信料（前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）</p>
<p>3 <u>当社が故意又は重大な過失により OCN ひかり電話サービスの提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。</u></p>	<p>3 <u>当社がOCN ひかり電話サービスに係る契約に関連して、当社の故意又は重過失により契約者に損害を与えた場合においては、前2項の規定は適用しないものとします。</u></p>
<p>4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、付加機能に係る損害賠償の取扱いに関する細目について料金表第1表第1に別段の定めがあるときは、その定めるところによります。</p>	<p>4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、付加機能に係る損害賠償の取扱いに関する細目について料金表第1表第1に別段の定めがあるときは、その定めるところによります。</p>
<p>（注1）本条第2項第2号に規定する当社が別に定める方法により算出した額は、原則として、OCN ひかり電話サービスを全く利用できない状態が生じた日前の実績が把握できる期間における1日当たりの平均通信料とします。</p>	<p>（注1）本条第2項第2号に規定する当社が別に定める方法により算出した額は、原則として、OCN ひかり電話サービスを全く利用できない状態が生じた日前の実績が把握できる期間における1日当たりの平均通信料とします。</p>
<p>（注2）本条第2項の場合において、日数に対応する料金額の算定に当たっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。</p>	<p>（注2）本条第2項の場合において、日数に対応する料金額の算定に当たっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。</p>
<p>第38条～第47条 （略）</p>	<p>第38条～第47条 （略）</p>